

○鹿児島市ビーチハウス条例施行規則

昭和63年7月5日
規則第51号

(趣旨)

第1条 この規則は、鹿児島市ビーチハウス条例(昭和63年条例第28号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(平22規則35・一部改正)

(開設期間及び利用時間等)

第2条 ビーチハウスの開設期間は、次のとおりとする。

名称	開設期間
鹿児島市磯ビーチハウス	毎年7月10日(その日が日曜日に当たるときは、その前日)から8月31日(その日が金曜日又は土曜日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い日曜日)まで
鹿児島市生見ビーチハウス	毎年7月21日(その日が日曜日、月曜日又は火曜日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い土曜日)から8月31日(その日が金曜日又は土曜日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い日曜日)まで

2 ビーチハウスの利用時間は、午前10時から午後6時30分までとする。

3 前2項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、開設期間及び利用時間を変更し、又は臨時的に休館することができる。

(平22規則35・一部改正)

第3条 条例第4条第1項の規定により、ビーチハウスの施設及び設備(以下「施設等」という。)の使用許可を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、使用しようとする日の1月前から3日前までに、鹿児島市ビーチハウス使用許可申請書(様式第1。以下「使用許可申請書」という。)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の使用許可申請書の提出があつた場合は、その内容を審査し、使用の許可を決定したときは、鹿児島市ビーチハウス使用許可書(様式第2。以下「使用許可書」という。)を申請者に交付するものとする。

(平22規則35・一部改正)

(使用許可の変更申請)

第4条 条例第4条第1項に規定する使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)が、許可を受けた事項を変更しようとするときは、直ちに鹿児島市ビーチハウス使用許可変更申請書(様式第3)に使用許可書を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の変更の許可を決定したときは、鹿児島市ビーチハウス使用許可変更許可(不許可)書(様式第4)を使用者に交付するものとする。

(平22規則35・一部改正)

(使用許可の取消し)

第5条 使用者が施設等の使用開始前に、使用許可の取消しをしようとするときは、直ちに鹿児島市ビーチハウス使用取消届出書(様式第5)を市長に提出しなければならない。

(平22規則35・一部改正)

(施設の原状回復)

第6条 使用者は、ビーチハウスの使用に当たり施設等の原状を変更しようとするときは、使用許可申請書提出等にその旨を申し出なければならない。

2 使用者は、前項の規定により施設等の原状を変更したときは、施設等の使用終了後、直ちに原状に回復しなければならない。

3 使用者は、施設等の使用を終了後、直ちにその旨を市長に報告しなければならない。

(平12規則81・一部改正)

(使用する権利の譲渡の禁止)

第7条 使用者は、施設等の使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(平12規則81・一部改正)

(施設等のき損等の届出)

第8条 施設等をき損し、又は滅失した者は、直ちにその旨を市長に届け出て、その指示に従わなければならない。

(平12規則81・一部改正)

(利用者の心得)

第9条 ビーチハウスを利用する者(以下「利用者」という。)は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 施設等をき損し、若しくは汚損し、又はそれらのおそれのある行為をしないこと。
- (2) 危険物又は他人に危害を加え、若しくは迷惑を及ぼすおそれがある動物を持ち込まないこと。
- (3) 他の利用者に迷惑をかけないこと。
- (4) 所定の場所以外に出入りしないこと。
- (5) [前各号](#)に掲げるもののほか、管理の必要から職員が行う指示又は指導に従うこと。

(平12規則81・平14規則82・一部改正)

(職員の立入り等)

第10条 市長は、施設等における秩序の維持又は管理上必要があると認めるときは、使用中の施設等に職員を立ち入らせ、現に施設等を使用している者に対して必要な指示をし、又は職員に使用の状況を調査させることができる。

(平12規則81・一部改正)

(委任)

第11条 [この規則](#)に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

(平12規則81・一部改正)

付 則

(施行期日)

1 [この規則](#)は、昭和63年7月10日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 施行日から昭和63年8月10日までの間における[第4条](#)の規定の適用については、[同条](#)中「使用しようとする日の1月前から3日前までに」とあるのは「速やかに」とする。

(鹿児島市事務委任規則の一部改正)

3 [鹿児島市事務委任規則\(昭和42年規則第6号\)](#)の一部を次のように改正する。

第4条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 鹿児島市磯ビーチハウスの管理に関すること。

付 則(平成5年6月30日規則第69号)

この規則は、平成5年7月1日から施行する。

付 則(平成9年6月26日規則第93号)

この規則は、平成9年7月1日から施行する。

付 則(平成12年3月30日規則第81号)

1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の日前にした行為に係る使用許可の取消し等については、なお従前の例による。

付 則(平成14年9月19日規則第82号)

この規則は、平成14年10月1日から施行する。

付 則(平成16年3月26日規則第58号)

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

2 この規則の施行前に改正前の鹿児島市磯ビーチハウス条例施行規則に規定する様式により作成された書類は、改正後の鹿児島市磯ビーチハウス条例施行規則に規定する様式により作成された書類とみなす。

付 則(平成22年3月29日規則第35号)

(施行期日)

1 この規則は、平成22年7月21日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に改正前の鹿児島市磯ビーチハウス条例施行規則に規定する様式により作成された書類は、改正後の鹿児島市ビーチハウス条例施行規則に規定する様式により作成された書類とみなす。

[様式第1\(第3条関係\)](#)

(平22規則35・全改)

様式第1(第3条関係)

鹿兒島市ビーチハウス使用許可申請書

年 月 日

鹿兒島市長 殿

住 所
団体名
代表者氏名
電 話

次のとおり施設等を使用したいので申請します。

使用の目的												
使用の日時	年 月 日(曜)				時 分～				時 分			
参集予定人員	人											
使用責任者・住所・氏名・連絡先												
使用施設	鹿兒島市磯ビーチハウス ・ 鹿兒島市生見ビーチハウス											
使用の場所	使用区分				使用の場所	使用区分						
	午前	午後	夜間	全日		午前	午後	夜間	全日			
男子更衣室					管理室							
男子シャワー室					救護室(磯)							
男子便所					2階研修室(磯)							
女子更衣室					2階テラス(磯)							
女子シャワー室					2階女子便所(磯)							
女子便所					2階化粧室(磯)							
身障者便所・シャワー室												
使用備品等												
使用についての打合せ予定日	年 月 日				時 分							
受 付	年 月 日				許 可 番 号				第 号			

注

- 1 太線の中だけ記入してください。
- 2 該当箇所に○をしてください。
- 3 申請書は、1月前から3日前までに提出してください。
- 4 施設等の原状を変更するときは、その旨を申し出てください。

様式第2(第3条関係)

(平22規則35・全改)

様式第2(第3条関係)

鹿児島市ビーチハウス使用許可書

住 所
 団体名
 代表者氏名
 電 話

使用の目的									
使用の日時	年 月 日(曜) 時 分～ 時 分								
参集予定人員	人								
使用責任者・住所・氏名・連絡先									
使用施設	鹿児島市磯ビーチハウス ・ 鹿児島市生見ビーチハウス								
使用の場所	使用区分				使用の場所	使用区分			
	午前	午後	夜間	全日		午前	午後	夜間	全日
男子更衣室					管理室				
男子シャワー室					救護室(磯)				
男子便所					2階研修室(磯)				
女子更衣室					2階テラス(磯)				
女子シャワー室					2階女子便所(磯)				
女子便所					2階化粧室(磯)				
身障者便所・シャワー室									
使用備品等									

上記のとおり使用するについて、下記の条件を付して許可する。

許可第 号

年 月 日

鹿児島市長

印

使用許可の条件

様式第3(第4条関係)

(平22規則35・全改)

様式第3(第4条関係)

鹿兒島市ビーチハウス使用許可変更申請書

鹿兒島市長 殿

年 月 日

住 所
団体名
代表者氏名
電 話

年 月 日付けで許可されたビーチハウスの使用について下記のとおり変更したいので申請します。

使用の目的												
使用施設	鹿兒島市磯ビーチハウス ・ 鹿兒島市生見ビーチハウス											
許 可 事 項						変 更 事 項						
使用の日時	年 月 日				使用の日時	年 月 日						
	時 分～		時 分			時 分～		時 分				
使用の場所	使 用 区 分				使用の場所	使 用 区 分						
	午前	午後	夜間	全日		午前	午後	夜間	全日			
男子更衣室					男子更衣室							
男子シャワー室					男子シャワー室							
男子便所					男子便所							
女子更衣室					女子更衣室							
女子シャワー室					女子シャワー室							
女子便所					女子便所							
身障者便所・シャワー室					身障者便所・シャワー室							
管理室					管理室							
救護室(磯)					救護室(磯)							
2階研修室(磯)					2階研修室(磯)							
2階テラス(磯)					2階テラス(磯)							
2階女子便所(磯)					2階女子便所(磯)							
2階化粧室(磯)					2階化粧室(磯)							
使用備品等					使用備品等							
変更の理由												

注 使用許可書を添付してください。

様式第4(第4条関係)

(平22規則35・全改)

様式第4(第4条関係)

鹿児島市ビーチハウス使用許可(不許可)書

住 所
 団体名
 代表者氏名
 電 話

使用の目的												
使用施設	鹿児島市磯ビーチハウス ・ 鹿児島市生見ビーチハウス											
許 可 事 項						変 更 事 項						
使用の日時	年 月 日 時 分～ 時 分				使用の日時	年 月 日 時 分～ 時 分						
使用の場所	使 用 区 分				使用の場所	使 用 区 分						
	午前	午後	夜間	全日		午前	午後	夜間	全日			
男子更衣室					男子更衣室							
男子シャワー室					男子シャワー室							
男子便所					男子便所							
女子更衣室					女子更衣室							
女子シャワー室					女子シャワー室							
女子便所					女子便所							
身障者便所・シャワー室					身障者便所・シャワー室							
管理室					管理室							
救護室(磯)					救護室(磯)							
2階研修室(磯)					2階研修室(磯)							
2階テラス(磯)					2階テラス(磯)							
2階女子便所(磯)					2階女子便所(磯)							
2階化粧室(磯)					2階化粧室(磯)							
使用備品等					使用備品等							

申請のあつたビーチハウスの使用許可事項変更については、

- 1 申請のとおり許可する。
- 2 許可しない。

(不許可の理由

)

年 月 日

鹿児島市長

印

様式第5(第5条関係)

(平22規則35・全改)

様式第5(第5条関係)

鹿児島市ビーチハウス使用取消届出書

年 月 日

鹿児島市長 殿

住 所

団体名

代表者氏名

電 話

年 月 日付け許可第 号で許可されたビーチハウスの使用について、
下記の理由により使用を中止したいので届け出ます。

記

使用中止の理由

注 使用許可書を添付してください。